

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和58年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月29日から同年6月1日まで

私は、A事業所には、昭和58年5月31日まで、確かに勤務していた。入社した54年1月分の給与からすでに当月の社会保険料が控除されているため、58年5月分の給与から控除されている社会保険料は5月分となるので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所には、昭和58年5月31日まで勤務していた。」と主張しているが、同事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、同年5月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、A事業所において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも、「3月決算の会社が多く、その申告期限が5月末であることから、会計事務所において5月が一番忙しい月であり、その月末前に辞めることは考えられない。」旨供述しており、申立人の主張と一致していることから判断すると、申立人は昭和58年5月31日まで勤務していたことが認められる。

さらに、現在の事業主の供述及び申立人から提出された給与明細書から申立期間当時、A事業所においては、厚生年金保険料を当月控除していたことが確認できるところ、同給与明細書により申立期間である昭和58年5月の給

与から、当月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は不明としているが、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と申立人の雇用保険の被保険者記録における資格喪失日（離職日の翌日）がいずれも昭和58年5月29日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和63年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から同年4月11日まで

私は、昭和63年3月31日にB社C支店を退職し、翌日の同年4月1日からD事業所(後のA事業所)で勤務していた。

しかし、D事業所における厚生年金保険の資格取得日が昭和63年4月11日となっているので、同年4月1日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和63年4月11日であることが確認できる。

しかし、申立人から提出された昭和63年4月から同年6月までの期間の給料支払明細書を見ると、基本給が各月同額であることから、4月分の給与は日割計算ではなく、月給として支払われていると認められる。

また、申立期間当時のD事業所長は、「申立人は、私が面接して4月1日に採用した。4月は新年度の始まりであり、途中で採用することはないと思う。」と供述し、申立期間当時の複数の同僚も新年度の始まりである4月の中途採用は無い旨の供述をしている上、申立期間当時の事業主の子息は、「塾の場合、4月から新学期となるので11日採用ということは無い。塾側の手続きが遅れたのだろう。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のD事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和63年4月1日であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年3月19日から25年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を25年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、24年3月及び同年4月は1,200円、同年5月から同年12月までは2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和24年3月19日から25年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月19日から25年4月1日まで  
② 昭和32年5月15日から33年1月1日まで

私は、昭和24年1月にA社に姉と一緒に入社した。勤務期間途中で会社は移転したものの、継続して1年以上勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が2か月しか無いことに納得がいかない。

また、B事業所へは、昭和32年5月に当該事業所に勤めていた亡くなった元夫の紹介で入社した。厚生年金保険に加入し、給料から厚生年金保険料が控除されていたはずであり、加入記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私が、A社で勤務している間に同社は工場を移転したが、移転してからも姉や多くの同僚と一緒に、昭和24年3月19日から1年以上は勤務し、在勤中に同僚と初詣はつもうでに行ったことを覚えている。」と主張しているところ、複数の同僚が、「同社は、工場を移転し、従業員も多数異動した。」旨供述しており、申立人の主張は具体的であり、信憑性びようが有ると判断できるが、25年1月15日以降、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚二人は、「申立人が同社で勤務していたか否か記憶に無い。」旨供述しており、この間における申立人の同社での勤

務実態を確認することができないことから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも 24 年 3 月 19 日から 25 年 1 月ごろまでは、同社に勤務していたものと推認できる。

また、申立人が、「A社が、工場を移転した後も一緒に勤務していた。」と主張している申立人の姉及び同僚二人について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 24 年 1 月 1 日から 25 年 1 月 1 日までの期間、厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 24 年 3 月 19 日から 25 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 24 年 2 月及び申立人の姉の同社における同年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年 3 月及び同年 4 月は 1,200 円、同年 5 月から同年 12 月までは 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に適用事業所に該当しなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 25 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、A 社の事業主は不明であり、当該期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「C 市 D 町に在った B 事業所で勤務していた。」と主張しているが、同事業所の法人登記は無く、後日、申立人は、「申立期間当時勤務していた事業所は、B 事業所ではなく、E 事業所であった。」と主張を変更しているが、同事業所についても法人登記は無い上、申立人が、「前職の F 社において一緒に勤務していた。」と主張している申立人の元夫及び同僚二人とは連絡が取れないことから、B 事業所及び E 事業所のいずれにおいても申立人の勤務実態について供述を得ることができない。

また、申立期間②当時、事業所番号等索引簿等において、B 事業所及び E 事業所という名称の適用事業所は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明かでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所（当時）から送付された、ねんきん定期便を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、昭和54年8月から同年11月までの標準報酬月額が当該期間に係る給与支給額と相違していることが分かった。

標準報酬月額が給与支給額よりも低額となっているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の担当者が亡くなっており、どのような届出を行っていたか不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 香川国民年金 事案 348

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月、7年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月  
② 平成7年5月及び同年6月

国民年金保険料納付記録を照会した結果、申立期間が未加入であるとの回答を受けたが納得できない。

申立期間については、国民年金の加入及び納付手続をしたかどうかは覚えていないが、申立期間以外の期間は、短期間でも厚生年金保険から国民年金への切替手続をしており、保険料を納付しているのので、申立期間についても保険料を納付している可能性があると思う。保険料を納付したとすれば、当時のA町役場で納付したと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

平成8年12月以前である申立期間については、厚生年金保険と国民年金は別の手帳記号番号で管理されていた時期であるため、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金被保険者資格を取得するためには、申立人が自ら役場へ出向き手続をする必要があるところ、申立期間について、申立人の国民年金加入手続に係る記憶は曖昧である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について記憶が無いとしていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から61年3月まで  
私の父の勧めで、私の夫が国民年金の加入手続を行い、A町役場の担当課の窓口か役場内にあった金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和61年4月以降であり、当該払出時点において、申立期間は申立期間中の55年11月を除き任意加入対象期間であるため、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の夫は、申立期間の加入手続に係る記憶、及び国民年金保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について記憶が無いとしていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 25 日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私の A 社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社した翌年の昭和 33 年 2 月 25 日となっている。  
しかし、私は、昭和 32 年 4 月 1 日に A 社に就職し、入社時から社会保険料が給与から控除されていたことを記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び申立人と同日の昭和 33 年 2 月 25 日に A 社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の供述から、入社日は特定できないものの、申立人が同日以前から同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚で供述を得られた 8 人のうち、申立人と同日の昭和 33 年 2 月 25 日に資格取得している同僚 1 人は、「入社時期と資格取得日に差異は無い。」と供述しているが、他の 7 人は、「入社日と資格取得日に、数か月から数年の差異がある。」旨供述している上、このうち 2 人は、「入社して 2 年余りは、手取額が少なくなるので社会保険に加入しなかった。」、「入社後、しばらくたってから厚生年金保険に加入させられた。」と供述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 27 年 6 月 1 日から申立人が被保険者資格を取得している 33 年 2 月 25 日までの期間の取得者で、入社日と資格取得日が相違している旨供述している前述の 7 人を含む 16 人の資格取得日を見ると、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続をせず、入社が異なる数名の資格取得手続をまとめて行っていたものと推認できる。

さらに、供述を得られた申立期間当時の同僚のうち二人は、「申立期間当時、給与明細書はあったと思うが、何月分何円といった簡単なもので、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨供述している上、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、その子女は、「申立期間当時の書類は何も残っていない。」と供述していることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いに関する供述や厚生年金保険料控除を確認できる関連資料を得ることはできない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和26年1月16日から申立人の資格取得日である33年2月25日までの期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 57 年 1 月 1 日まで

私は、A社を昭和 52 年 3 月末に退職後、すぐにB社において、勤務するようになったにもかかわらず、同社での厚生年金保険の資格取得日は、57 年 1 月 1 日となっている。

また、B社では、当初から健康保険証を交付され、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、申立期間の同保険の被保険者記録が無いことが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC共済事業本部発行の「『退職所得の源泉徴収票』発行について」において、申立人の就職年月日は「昭和 55 年 1 月 1 日」となっている上、申立人の主張、申立人の父である申立期間当時の事業主及び同僚の供述から、申立人は、その主張する 52 年 4 月ごろからB社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、昭和 63 年 10 月 1 日からD県E業厚生年金基金に加入し、申立人も同日から同基金に加入しているところ、申立人から提出された同基金発行の「給付額計算書」において、申立人の同社入社日は 57 年 1 月 1 日となっており、これは、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

また、申立期間当時の事業主である申立人の父及び母は、昭和 61 年 1 月 6 日にB社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間当時は国民年金に加入し、納付記録も確認できるが、当該記録について申立人の父は、「申立期間当時、E業で厚生年金保険に加入しているところが少ない中で当社は加入し、日雇い以外の従業員は加入させていた。しかし、個人事業主

は厚生年金保険に加入できないと言われたことから国民年金に加入していた。その後、事業主も厚生年金保険に加入するように言われて加入した。」と供述しているところ、同社に係る登記簿を見ると、申立人は、53年4月25日から同社の監査役、55年11月25日からは取締役、平成8年11月24日からは代表取締役となっていること、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録が無いことを併せて判断すると、申立期間当時、事業主である申立人の父は、申立人を一従業員としてではなく、経営者側の一員と認識していたことがうかがえ、厚生年金保険の加入について、ほかの従業員とは異なる取扱いがなされていたと考えられる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間前の昭和43年6月1日から申立人が資格取得している57年1月1日までの期間に、健康保険整理番号の欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

なお、申立人は、B社に係る健康保険証を入社当初から所持していたと主張しているが、申立人が通院したと主張している病院は、いずれも申立期間当時のカルテ等を保管していないことから、これを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 8 日から 47 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間についての年金記録が無い旨の回答をもらったが、昭和 46 年 12 月に、A 事業所(現在は、B 事業所)に事務職員として就職し、半年以上は厚生年金保険に加入していたと思うので納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、前職で事務の経験があることから、他の事業所でも一緒であった同僚の紹介により A 事業所に就職し、申立期間において勤務していた。」と主張しているところ、申立人が提出した同事業所において撮影された写真に加え、事業主の妻及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主の妻及び複数の同僚は、「申立人の A 事業所での勤務時間は、午後からの営業時間に合わせた 13 時から 19 時ごろまでであったようだ。また、申立人を同事業所に紹介した同僚についても、通常の勤務時間よりは短時間での勤務であった。」旨供述している上、事業主の妻は、「申立人に係る賃金台帳や労働者名簿等の資料が残っておらず、給与からの厚生年金保険料の控除の有無の確認はできないが、申立期間当時、勤務時間が午後から営業時間終了までであった申立人及び申立人を当事業所に紹介した同僚については、厚生年金保険に加入させていなかった可能性が高い。」と供述している。

また、申立人を A 事業所に紹介し、前述の写真においても申立人とともに確認できる同僚については、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において記録が無い上、当該同僚以外にも、申立人及び同僚から名前の挙がった同僚のうち、同原票に記録が無い者が複数みられることから、申立期間当時、

事業主は、一部の従業員について厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたものと考えられる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月16日から35年5月1日まで

社会保険事務所(当時)において年金記録を確認した際、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、船員手帳に記載されているように申立期間当時から甲板員としてA丸に乗船していた。申立期間について船員保険被保険者であったので、詳しい調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記録及びA丸に申立人と一緒に乗船した同僚の供述により、申立人が申立期間において、A丸の所有者であったB氏に甲板員として雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、船員手帳の雇入契約の記載については、船員法において海上労働の特殊性を配慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、同手帳に記載のある雇入期間は、船員保険の加入期間と必ずしも一致するものではない。

また、C局D支局E事務所によると、平成17年1月4日以降は、雇入手続時に船員保険加入の有無を確認し、加入していなければ適用指導の実施に努める取扱いになっているが、申立期間当時は、船員保険の加入が雇入れの必須条件ではなかったとしている。

さらに、前述の同僚は、「雇入れから乗船するまでの間、乗組員は全員、陸上で漁に用いる網を編んでいた。」と供述していることから、雇入日と出漁日は一致していなかったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、B氏は、昭和35年5月1日に船員保険の適用船舶所有者に該当したとされる上、同氏に係る船員保険被保険者

名簿の同被保険者番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、現在では、船員保険の適用の適正化を図るため、関係官庁により、船員の雇入手続時に船員保険の適用の有無を確認する取扱いが行われているところであるが、このような取扱いが行われる以前に生じた船員手帳の記録と船員保険被保険者記録の相違に起因する本事案及び本事案に類する多数の申立てについて、年金記録問題を解決するに当たっての趣旨である申立人の立場に立った処理を行うという観点から、立法措置等による救済について、関係官庁において検討することが望まれる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から35年10月1日まで

私は、A社B工場（現在は、C社）で数回勤務したが、初めて同社に勤務した昭和23年4月1日から35年10月1日までの期間が、厚生年金保険の加入期間とされていない。しかし、当該期間は、長女の出産前後で、一緒に通勤していた同僚は厚生年金保険の加入記録が有ることから、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社B工場に勤務していた同僚は、「正確な時期は覚えていないが、同時期に申立人を含む数人が、臨時従業員として雇用されたと思う。」と供述しているところ、申立人と同時期に入社し同じ業務に従事していた同僚が、「同社には、臨時従業員として採用され、申立期間当時は、業務の繁忙に応じて雇用と解雇が繰り返されており、私も勤務していた期間のうち、昭和27年から37年までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述していることから、同社では、申立期間当時、臨時従業員として雇用した者を厚生年金保険に加入させない取扱いが行われていたことがうかがえる上、申立人は、「同社に農作業をしながら勤務していたので、入退社を繰り返していたかもしれない。」としている。

また、申立人は、「申立期間当時、近隣に住んでいた同僚と一緒にA社B工場に通勤していた。」と主張しているが、当該同僚は、「申立人とは面識はあるが、申立期間当時、私は同社の寮に居住していたため、申立人と一緒に通勤したことは無い。」と供述しており、両者の話が符合しないなど、申立期間当時についての申立人の記憶は曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

ねんきん特別便の内容を確認したところ、A社に入社した当初である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることを知り、社会保険事務所（当時）に記録照会と訂正を求めたが、訂正されなかった。

しかし、私は、高校卒業後の初めての就職であったため、入社時の先輩や当時の出来事を今でも記憶しており、昭和 35 年 6 月 1 日からA社に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間内にA社の当時の事業主の妻が死亡したことを記憶している。」と主張しているところ、当該事業主の妻の死亡時期に関する同僚の供述から判断すると、当該事業主の妻は、昭和 35 年の秋ごろから 36 年の冬ごろまでに死亡したものと推定され、入社日は特定できないものの、申立人は、オンライン記録上同社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことになっている 37 年 4 月 1 日以前に同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立期間当時の当社の社会保険に関する事務を担当していた者は死亡しており、人事記録等も残っていない。」と回答している上、同社の複数の同僚は、「申立人が同社に勤務していたことは覚えているが、入社時期は覚えていない。」旨供述しており、当該同僚の一人は、「申立人から、『同社を一度退社し、実家の農作業を手伝っていたが、再度勤務することになった。』と聞いた。」と供述していることから、申立期間における申立人の同社での勤務実態及び雇用形態を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険整理番号の前に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月1日から22年11月1日まで  
② 昭和45年9月1日から48年11月1日まで

社会保険事務所(当時)において、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた昭和21年6月1日から22年11月1日までの期間、及びB社C支社に勤務していた45年9月1日から48年11月1日までの期間は、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。詳しい調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私は、A社D工場に勤務していた。」と主張しているが、担当業務及び同僚の氏名を覚えていないなど、申立期間についての明確な記憶は無い。

また、申立期間①当時、A社D工場に在籍していた3人の従業員は、「申立人については覚えていない。」旨供述している上、申立期間における同社の事業主及び役員等は死亡又は連絡先不明であり、同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当していないことから、申立人の同社D工場での勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

申立期間②について、B社C支社は、昭和34年5月13日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しているところ、申立期間当時、外務員として勤務していた同僚は、「申立人は、私より後に同じ外務員として入社した。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社C支社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社本社の営業管理課及び同社C支社は、「外務員が厚生年金保険に加入できたのは昭和49年以降であり、申立期間当時、外務員は厚生

年金保険に加入することはできなかった。」旨供述しており、同社C支社の申立期間当時の総務担当者も、「外務員は業務委託契約により勤務していたので、厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。また、申立人は、「申立期間当時は、E町役場において国民健康保険に加入していた。」としている上、前述の同僚は、「入社後3年間は厚生年金保険に加入できなかったので、その間、健康保険については国民健康保険に加入していた。」と供述していることから、申立期間当時、外務員は厚生年金保険に加入できなかったことがうかがえる。

さらに、B社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 23 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、新聞配達をしながらA社で勤務していたが、昭和 55 年 3 月ごろに交通事故に遭い負傷したため休職し、完治後同社に復職を願い出たが解雇と言われた。同社では、約 1 年半から 2 年間働いていたにもかかわらず、同社での厚生年金保険加入期間の記録が 1 か月しか無いことに納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「新聞配達をしながらA社で勤務していたが、昭和 55 年 3 月ごろ交通事故に遭い休職し、最終的にはそれが原因で同社を退職することになった。」と主張しているが、申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、同社の離職日は 53 年 11 月 22 日となっており、これは、健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、A社において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚で、供述を得られた 4 人のうち 3 人は、「申立人を知らない」、残る 1 人は、「私は、昭和 53 年 5 月の連休明けに入社し、その後、申立人と約 6 か月間一緒に仕事をした。申立人は同年 10 月ごろに交通事故に遭い負傷し、足を引きずりながら何日間かは出勤したが、その後は出勤していない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態は確認できない。

さらに、A社は、平成 14 年 12 月 3 日に解散した際に申立期間当時の関係書類は処分したと回答しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる賃金台帳等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。